

1 新しい新居浜市史について ～新居浜市史編さんの必要性と目的～

平成 29 年 11 月 3 日、新居浜市は市制を施行してから 80 年という節目を迎えた。工都・新居浜の礎となった別子銅山が 283 年にわたる稼行を終えてからすでに 45 年が経過している。

別子銅山の経営がまだ順調に続いていた昭和初期、住友の鷲尾勘解治と後に初代新居浜市長となる白石誉二郎は、いずれ終わりを迎える別子銅山以降のまちづくりを真剣に議論し、その思いを「共存共栄」という言葉にしたためた。その思想は今もなお住友と新居浜市の間脈々と流れ続け、このゆるぎない信頼関係により築かれてきた歴史は、新居浜市が数ある地方都市の中で類まれなる存在であることを証明している。私たちは自らの意思で、未来永劫、その地位に留まるための努力を続けていきたいと考えている。

今、なぜ市史編さんに取り組むのか。

それは、これまでに先人たちが積み重ねてきた努力の跡を目に見える形で残したいという思いから発するものである。それが、将来、困難に立ち向かう市民に対し、どうかより良い選択をし、輝ける未来を切り拓いてほしいという希望を伝えるものとしたがための取り組みである。

新居浜市は、昭和 12 年の市制施行から平成 15 年の別子山村との合併までの間、数次にわたる合併を経て今日の姿になった。旧町村では新居浜市との合併以前に旧町村単位で地誌や自治体史をまとめているが、新居浜市史としては、これまで昭和 37 年と昭和 55 年の 2 度にわたって出版されている。「史実に忠実であること」、「市民にとって読みやすいものにする」といった方針はほぼ共通していたが、それが必ずしも成功したとは評価されなかったようで、学問成果や正確な史料に基づいた新市史の編さんを求める声は以前から少なからずあった。

時代は平成に移り、国は、我が国の近代化を支えたいわゆる「近代化遺産」を文化財と評価し、その保存と活用に向けた取り組みが始まった。多くの別子銅山関連遺構が残る新居浜市は、その分野で国内でも注目される存在となり、それ以降多くの調査研究が積み重ねられてきた。平成 3 年に別子銅山最後の採鉱本部が置かれた端出場地区に鉱山観光施設マイントピア別子がオープン、平成 9 年には明治期に別子銅山の近代化を進めた住友家初代総理代人広瀬幸平の旧宅がある上原に広瀬歴史記念館が開館した。また、平成 13 年に新居浜市における登録有形文化財第 1 号として旧住友銀行新居浜支店（現 住友化学愛媛工場歴史資料館）が登録された。その後も平成 15 年に旧広瀬家住宅が国重要文化財に、平成 30 年に旧広瀬氏庭園が国名勝に指定されている。

こうした近代化遺産をとりまく状況を踏まえ、新居浜市では平成 16 年度から「産業遺産活用室」を設置、平成 19 年度に「別子銅山文化遺産課」に改編し、市政始まって以来、はじめて行政として別子銅山の歴史に正面から取り組むこととなった。

この取り組みは現在も続いており、様々な事業を通じて学問的成果が蓄積されるとともに以前には知られていなかった史実も明らかとなってきた。この蓄積が結果として新市史の編さんに向けた歩みとなり、平成 29 年度、図書館に市史編さん準備係を設置、平成 30 年度から総務部に市史編さん室を設置し、新市史の編さんが始まったのである。

昭和12年に旧新居浜町、金子村、高津村が合併して市制が始まった新居浜市は、昭和25年11月に庁舎を火災で失うという被害に見舞われた。記録によると、庁舎内に保管されていたものはほんの一部を除き、焼失してしまったらしい。このため、この旧3町村から引き継がれていた行政資料はほとんど失われてしまったと考えられるが、その後合併した旧村から引き継がれた行政文書は現在も市庁舎書庫に保管されている。これらの内容についてはこれまで調査されたことがなく、今回の市史編さんにおける近・現代史研究の重要な史料となるであろう。

また、新居浜市外においても新居浜市関連史料の存在が確認されていることから、それら史料の調査・収集・保存・資料化を行い、体系的に整理していくことが求められている。特に近世・近代の史料は、これまで十分に調査がなされていないことから、緊急な対応が求められている状況である。

新しい市史は、新居浜市の歴史を通史的に記述する「通史編」と、その根拠となる史料をまとめた「史料編」から構成することを基本的な考え方とする。史料は地域の歴史の真実を伝える重要なものである。史料を示し、残すことは、後世に歴史を伝える者の責任であり、将来の人々が検証し、未来を見とおすために欠くことのできないものとなる。

過去2回の市史はいずれも1冊で完結していて、基本的には通史をベースとし、説明に最小限必要な史料の部分引用や統計資料、図表、写真などを本文中に掲載している。しかし読者自身が考えるための材料が十分に示されているとは言えず、記述の根拠となる史料についての認識が不十分であったと評価せざるを得ない。

また、市史編さんに伴って収集（あるいは筆写）した史料の一部は、現在も図書館に市史資料として保管されているが、これら史料が市史編さんの中で、どのような方針・体制で収集されたか、利用や公開についての可否はどうなっているか、そして何よりも原資料についての書誌（伝来の事情や外観・内容などについての諸種の情報）が残されていない。使用された写真についても状況は同じで、どこに保管されているのかさえわからないような状況である。過去の市史で使用された史料や写真について、情報の整理、あるいは収集から始めないといけない厳しい状況にある。

一方、世間では自治体史における「史料編」は内容が難しく、専門的すぎるため、研究者にとって価値の高いものであるが、一般市民には縁遠く、これに拘りすぎるのはどうなのかという意見もある。

史料を後世に伝えるという行政の責務を果たす意味で、しっかりとした史料編を残すことは十分に意義のあることであるが、市費を投じて作るものであるからこそ、市民の理解を得る努力を欠いてはならない。通史編と史料編の在り方については、しっかりと議論を尽くして市民に受け入れられる結論を導いていきたい。

市史は古い歴史を扱うものにとらえられがちであるが、現在の市の状況を後世に伝えるものでもある。私たちは日々様々な変化の波にさらされており、この先さらにどのような変化が訪れるのか予測することが本当に難しい中で生きている。新居浜市の未来を生きる市民が、そう

した時代の変化に対応し、地域の未来を発見するために依って立つことのできる基礎となるべく、新居浜市の過去から現在、そして未来を真摯に見つめる新市史を編さんする必要がある。

以上の観点から、新しい新居浜市史の編さんの要点を次のとおり提案したい。

- ①新居浜市制施行 80 周年を契機として始める事業とする。「住友と共存共栄を続け、発展する地方都市新居浜」をキーワードとし、正確な歴史を後世に伝えるため、史料編の充実に重点を置く。
- ②新居浜市に関する歴史史料をこの機会に全国的視野で徹底的に調査・収集するとともに収集される資料の状況に応じ、それらを保存・公開できる体制の整備を進める。
- ③市史編さんは市民のために行うものであるという観点から、市民が関与できるような方策を工夫する。
- ④学問的なレベルを確保し、歴史的検証に耐えうる市史とするためには、一般に分り易いものにするとしても限界がある。これを克服するため、様々な対象に合わせた学習会や講演会を実施するとともに市史編さんだより等の付帯刊行物を刊行するなど、さまざまな普及事業を実施する必要がある。これは市史編さん終了後も継続して実施していくべきものである。

2 市史編さんの方針と市史の構成、出版計画

(1) 市史編さんの方針

[通史編について]

通史編は学問的に信頼されるものであり、その時点での最新の成果を盛り込んだものでなくてはならない。このため、信頼性の高い史料に基づいて通史を執筆するという基本を踏まえて行う必要があり、執筆者については、現在の学問レベルを反映できる専門家が中心となる。

この新居浜市史における通史編には、次の3つの性格をもたせる。

①地域から見た別子銅山

旧市史刊行時点では明らかになっていなかった別子銅山の歴史については、これまでの間に研究が飛躍的に進み、その成果が蓄積されてきている。また近代以降の文化財については、旧市史段階ではまだ市民権を得ていなかったが、平成以降その価値が見直され、特に新居浜市に多く残る近代化産業遺産が貴重な文化財であるという認識はすでに不動のものとなっている。

別子銅山史については、『住友別子鉱山史』をはじめ企業の視点でまとめられたものがすでにあるが、市史においては市民の目から見た別子銅山史とすべきであろう。新市史では共存共栄の歴史を伝え、同時に未来を志向する地域史として描きたい。

②別子銅山以前の新居浜

以前から「新居浜には別子銅山以前の歴史がない。」と言われてきたが、それは事実ではなく、地域の中にそれを物語る史料があまり残されてこなかったため、語れなかったというべきであろう。近年の研究成果により、新居浜市に關係する歴史史料が全国的に存在することがわかってきていることから、今回の市史編さんにおいて、全国的視野で資料を調査・収集し、歴史の空白を埋めることができるよう努めたい。

③近現代史

昭和12年の市制施行に始まり、平成15年の別子山村との合併を経て現在の新居浜市がある。合併前の町村の行政資料は比較的に残されていることがわかっているが、これまで詳細な調査が行われてこなかった。これらを紐解くことにより、幕末から明治、そして平成に至る近現代史を明らかにするよう努めたい。

[史料編について]

地域に残された史料（資料）を調査、収集し、それらを基に地域を見直し、検証し、正しい情報とともに将来に残していくことは、市史編さん事業に求められる最も大きな役割であると言える。

これら史料をまとめた「史料編」には、次の4つの性格をもたせる。

①史料そのものの現在における歴史的総括

現時点で史料の所在を可能な限りくまなく確認し、その史料を活字化して網羅することで、歴史の検証を可能にし、後世へ史料を引き継ぐことができる。

そのためには、「史料編」は永久性・普遍性をもたなければならない。

②「通史編」叙述の根拠の明示

「史料編」は、「通史編」が歴史的事実に基づき記述されているという根拠を示すものである。

③市民のための歴史研究の基礎資料

原文そのままの史料では一般には難解なため、句読点、返り点等を付し、内容によっては解説などを付ける必要がある。

④特別編「新居浜市写真集」の刊行

史料編の特別刊行物として「新居浜市写真集」を刊行する。

新居浜市を象徴する主要な施設や名所、旧跡、文化財のほか、過去から現在に至る市民生活の様子を伝える写真を掲載する。

写真は事実をありのままに伝える貴重な史料である。思わず息をのむような美しい自然やその時代の風俗を伝える写真は見る者の感性を刺激し、時として文字よりも強く語る力を備えている。すべての市民が関心を寄せ、それぞれの記憶をたどり、家族や地域の集まりでそれをもとに自然と話が弾む、そのような刊行物を目指したい。

[部門史編について]

建造物・美術工芸や民俗、記念物などのいわゆる文化財について扱う特別編として独立

した1巻を設ける。

また、新居浜市民の多くが共通の関心を寄せる「太鼓祭り」については、やはり独立した1巻が求められるであろうことから、部門史編で取り上げる。

「祭り」という民俗行事としてとらえるのか、「太鼓台」という民俗資料としてとらえるのか、もしくはその両方の視点を持つのかは専門家の議論に委ねるとして、学術的レベルを維持しつつも、市民の期待に応える内容を備えたものとすべきであろう。

目指すべき目標 ～市民のための市史～

新しい市史は、改めて市民のための市史を目指すものであり、その成果は逐次公開されなければならない。そのことにより、行政職員と市民が、地域の歴史を伝える史料を保存することの大切さをより深く理解するようになり、将来のまちづくりを考えるときに地域の歴史を活かそうとする意識が自然に表れるようになることを目標としたい。

このため、市史編さんに携わる者はそのことを常に心得ておかなければならず、調査や執筆にあたる専門家は市民との座談会や講演会等により情報提供と合わせて意見交換を積極的に行い、市民とともに市史を作り上げようとする意識を持つておく必要がある。

(2) 市史の構成

新市史は、これまでの研究成果や史料の集積状況を踏まえると、過去の市史のように1冊に収めることは困難である。通史編、史料編に加え、市民に求められる内容を備えるためにも、以下のような構成が望ましいと考えられる。

[通史編]

- 1巻 原始・古代・中世
- 2巻 近世・近代・現代
- 3巻 自然環境

[史料編]

- 1巻 歴史
- 2巻 地質・自然環境
- 3巻 絵図・地図
- 4巻 新居浜市写真集（特別編）

[部門史編]

- 1巻 建造物・美術工芸・民俗・記念物
- 2巻 新居浜太鼓台

この構成を基本とするが、今後、編集委員会・専門部会での議論を経て、随時、必要な見直しをしていくものとする。

なお、冊子に加えて、デジタル化が望ましい史料やデータはデジタル化して、DVDなどの媒体での刊行や、全国 86 施設が導入している図書館流通センターによるデジタルアーカイブシステムの導入も検討したい。

(3) 市史編さん上の基礎調査と付帯出版物

①基礎調査

市史編さんをおこなっていくために、次の基礎調査を実施する必要がある。

[史料悉皆調査]

市史編さんを行うときに重要なのは、地域に史料がどれだけ残っているかということである。新居浜市では、過去に民間団体による古文書の悉皆調査（地域に残された全ての古文書等の所在と内容を明らかにする調査）が行われているが、行政による調査は行われていない。これらの所在確認のための調査体制を組むとともに、所蔵者の協力が得られるものについては、その解読作業を進める必要がある。

調査の成果は、史料目録として可能な限り刊行するほか、他の機関等が所有する史料のうち許可の得られるものについては可能な限り複製物を作成し、市史資料として収集・保管する。

[別子銅山調査]

別子銅山及びその関連施設に関する調査は、住友企業の協力を得ながら継続的に行われ、かなり進んできたと言える。これらの成果を市史のなかに生かしていくことが重要であるが、今後、市史として後世に伝えていくために必要不可欠な調査が求められる場合には追加して実施し、別子銅山の研究を深めていく必要がある。

[多喜浜塩田調査]

多喜浜塩田の歴史については、地域住民と行政が連携してその歴史の継承が図られている。その成果を市史に反映させていく姿勢を第一としながら、市史編さんの過程においては史料の収集とその活用、そして保存・公開の在り方を再評価していきたい。その成果は、地域の保存活動に反映させることと合わせて、市史の付帯出版物としてまとめていくことが望ましい。

[石造物調査]

石造物については、劣化が著しいものもあり、早急に所在の確認、図化、採拓等が必要である。新居浜市域に残された石造物のうち、五輪塔、宝篋印塔、銘文を持つ石碑、紀年銘を持つ石造物等を中心に調査を進める必要がある。成果については市史の付帯出版物としてまとめていくことが望ましい。

[建造物調査]

現存する建造物のうち、登録有形文化財となる条件を備えているものを中心に調査を実施する。老朽化や開発事業により存続が危ぶまれる建造物も多くあるため、早急に所在の確認、図化等が必要である。成果については市史の別編あるいは市史の付帯出版物としてまとめていくことが望ましい。

[戦争体験調査]

旧市史では、戦時について、37年刊で総括的に若干の記述がある以外は、ほとんど触れられていない。聴き取り・座談会の開催、手記の公募などにより戦争体験内容を調査する必要がある。

成果については市史の付帯出版物としてまとめていくことが望ましい。

[新聞記事採録調査]

愛媛新聞東予支局には昭和30年代以降の新居浜市関連記事の切り抜きが保存されており、その複製物作成について協力が得られる予定である。このほか、図書館が所蔵する近代以降の新聞記事から新居浜市の出来事を採録する必要がある。

収集・整理して得られた成果については、市史資料として保存し、活用していく。

[統計資料調査]

近代以降は自治体で統計資料を出版しているので、これら統計資料を収集し、目録化するとともに、将来の公開に堪える体制を整える必要がある。

収集・整理して得られた成果については、市史資料として保存し、活用していく。

[民俗調査]

市内の民俗調査を実施する必要がある。

新居浜太鼓祭りはこの分野の対象となる。平成2年に図書館が発行した『新居浜太鼓台』は研究者から高く評価されているが、すでに在庫がなくなっている。これに代わるものとして「部門史編 第2巻 新居浜太鼓台」を刊行する予定であるが、この成果物については発行部数も含め、他の巻とは別格の扱いとすることが求められるであろう。

[地名、伝承調査]

民俗調査とともに地名伝承調査を実施する必要がある。

関連する既存資料として昭和55年に新居浜市教育委員会が発行した『地名の由来 新居浜』があり、現在でもよく利用されているがすでに在庫がなくなっている。行政資料としても活用されていることを考えると、なんらかの成果物が必要となるであろう。

[自然環境調査]

地球温暖化など環境の変化が著しい昨今、将来に伝えていきたい自然環境を記録するこ

とは重要である。成果については市史の史料編の『地質・自然環境』に掲載する。

②付帯出版物

市史編さんを行っていくために、次のような付帯出版物の出版を検討する。

現代を支える大人と将来を支える子供たちが、新居浜市を深く理解し、将来にわたって幸せな社会を築いていってもらうため、これらの出版物は市史完成後も随時出版する必要がある。

[市史編さんだより]

編さん事業の成果等を市民向けに分かりやすく伝えるもの。

[市史研究]

市史編さん過程での執筆者の研究状況を報告し、紀要の役割も果たすもの。

[新居浜市史0巻]

市史編さん事業を市民に知ってもらうため、また、市史編さん事業によって得られた成果のトピックを早い段階で分かりやすく市民に知らせるため、『新居浜市史0巻』を刊行する。平成32年夏の刊行を目指す。

[新居浜市史副読本]

市史編さんの成果等を子供向けに分かりやすく伝えるもの。学校、公民館等と連携して編集する必要がある。

[新居浜市歴史年表・新居浜市史索引]

市史を活用しやすいようにするため、新居浜市の年表と市史の索引をまとめる。

(4) 出版計画

出版の年次計画は、刊行計画の立案と並行して編集委員会及び専門部会で検討し、審議会が決定するものとする。

出版計画は、調査の進捗状況や執筆者等の予定により、随時見直しせざるをえない性質のものではあるが、市史編さんは市が行う事業であることから考えても、いたずらに長期化させることは好ましいことではない。計画の見直しについては、各委員会において慎重な検討を行い、審議会において認められなければならない。

また、通常ほぼ毎年のペースで自治体史を印刷・出版するには印刷業者にも相当のスキルが要求される。印刷・発行を円滑にするため、自治体史の出版実績、校正能力等が十分にある印刷業者を選定する必要がある。

3 市史編さん体制の整備

(1) 市史編さん審議会

審議会は、「学識経験のある者」「関係機関及び関係団体の代表者」「その他市長が必要と認める者」から市長が委嘱し、又は任命する。

審議会は、「市史編さんの基本方針に関する事項」「市史の刊行計画に関する事項」「その他市長が必要と認める事項」について調査審議する。

(2) 市史編集委員会

編集委員会は、審議会委員を兼ねる専門家及び各専門部会の部会長から市長が委嘱する。

編集委員会は各専門部会間の調整を図るとともに、市史の編集について全体的な統率を図ることをその任務とする。

(3) 専門部会

専門部会は、分野別に置き、市長が委嘱する。

専門部会は、市史資料の調査、収集、執筆等の編さん業務を行う。

委員は、各分野の専門家数名により構成するほか、資料調査を進めるため、委員の推薦により調査員あるいは調査協力員を置くことができる。

(4) 調査員

調査員は、専門部会長の推薦を受け、市長が委嘱する。

調査員は、専門部会委員が行う調査、執筆等の補助を行う。

(5) 調査協力員

専門部会委員の指示を受け、調査等に従事する。(市民・学生によるアルバイトの形態)

(6) 市史編さん室

市史編さんを円滑に進めていくため、総務部に市史編さん室を置く。市史編さん室は、次の職務を担う。今後、事業の進捗に合わせて市史編さん室の体制を強化していく必要がある。

①市史編さんの推進母体となる市史編さん審議会、編集委員会等の運営

②市史編集委員、専門部会委員等の求めに応じた史料調査・収集の補助

③行政文書の調査

④市史編さんを市民に公開するための様々な企画（「市史編さんだより」、「市史研究」等の刊行、講演会等の開催）の実施

⑤その他、市史編さんのために必要な事務